

新型コロナウイルスによる語学テスト停止期間を勘案したコンサルタント等契約のプロポーザル評価における「語学能力の評価基準」の暫定的運用について

2020年6月19日

2020年8月11日更新

JICA 調達・派遣業務部

(更新点)

- * 業務実施契約（単独型）の取り扱いを業務実施契約とそろえました。
- * IP テスト等の認定方法については、プロポーザルへの理由記載および必要書類の添付とし、質問期間での質問は不要としました。

コンサルタント等契約のプロポーザル評価において、業務従事者の「語学力」評価については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2019年4月）」の「別添資料6：語学能力の評価基準」に基づき、同資料で規定している認定機関の認定書等に基づき評価を行っています。

同評価基準に基づき、同資料で規定されていない CASEC や JICA 専門家検定等による認定書や TOEIC の IP テストによるスコアレポート（注：TOEIC の公開テストでは公式認定書が発給される。）については、原則として評価の対象としていません。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス蔓延の影響から TOEIC 公開テストが実施されていないこともあり、TOEIC の IP テスト等についても、語学評価の対象としてほしい旨の依頼を多く受けております。

これを踏まえ、TOEIC 公開テスト等の中止期間中の暫定的な措置として、下記の運用を行います。

本運用は、JICA が評価基準に規定している語学資格の試験が再開され、一定期間経過した段階で廃止する予定であり、その際は別途通知します。

<「語学能力の評価基準」の暫定的運用（業務実施契約、業務実施契約（単独型））>

上記ガイドラインで規定している資格について、取得後 11 年までのものを語学評価の対象として認めます。

また、TOEIC の IP テストも、語学評価の参考とする運用を行います（CASEC については TOEIC スコア等との換算に少なからず幅があり、信頼性が高くないため、対象外とします）。TOEIC IP テスト結果を用いることを希望する際は、TOEIC 公開テスト等ガイドラインで定めている資格を受験できない理由、今回参考として提出したい最新の IP テスト結果（受験日、受験者名等も含む）をプロポーザルに添付ください。理由の記載や資料の添付がないものにつきましては、語学評価の対象としないのでご注意ください。

参考：TOEIC の IP テストにかかる考え方

TOEIC の団体特別受験制度（IP: Institutional Program）については、その試験の進行・管理が、「実施マニュアルに沿って貴団体で進行・管理」（「TOEIC Program IP

テストのご案内」参照) されることとなっており、主に団体内での昇進・昇格の要件などに幅広く活用されているようです。

このため、第三者である機構が実施する競争過程において、これを TOEIC「公開テスト」と同等に扱うことはできないと判断しています。

以 上